

平成18年4月 介護保険法改正に伴い

甲賀市地域包括支援センターを創設します

これまで、地域における高齢者またはその家族に対する介護等に関する相談窓口であった『在宅介護支援センター』を廃止し、新たに平成18年4月1日から『甲賀市地域包括支援センター』を甲南町葛木（甲南保健センター内）に市の直営で設置しました。今後は、地域包括支援センターと各保健センターが連携をとりながら、地域における高齢者の心身の健康及び生活の安定のために必要な援助を行い、住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう支援していきます。

Q 「地域包括支援センター」ってどんなところ？

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心になって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うところです。具体的には、次の事業を行います。

- ① **介護予防ケアマネジメント事業**
要介護状態等になることを予防するための介護予防事業対象者や新予防給付対象者（要支援1・2の方）の介護予防プランの作成、評価などを行います。
- ② **総合相談支援・権利擁護事業**
地域の高齢者等が抱える様々な相談に応じる他、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止に努めます。
- ③ **包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**
介護が必要な高齢者に対し、包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう地域のケアマネジャーの相談や困難事例に対する助言等の後方支援を行います。

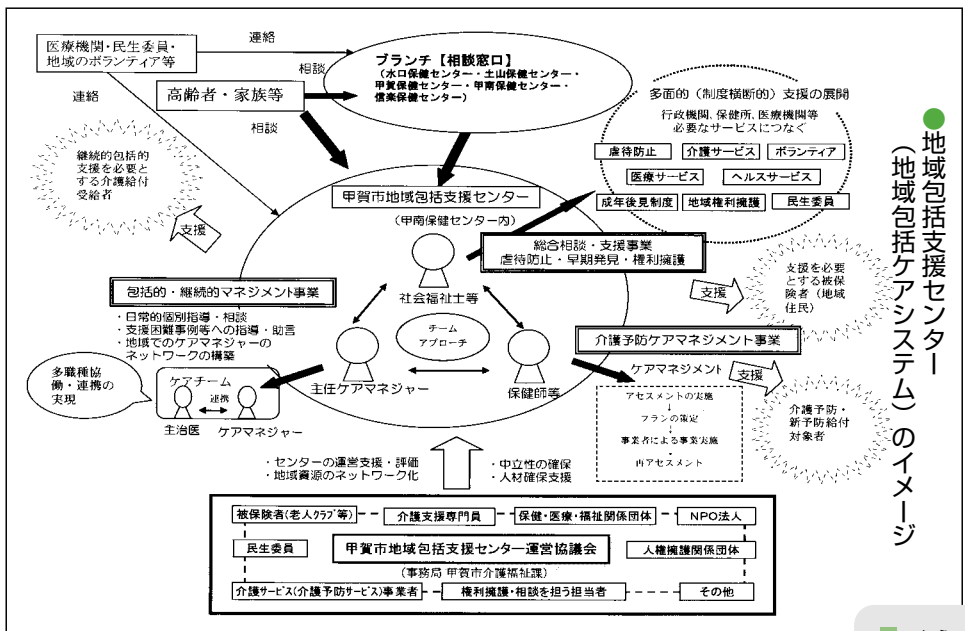
Q 地域包括支援センターに行けない時は、どうしたらいいですか？

地域包括支援センターに來所しただけでなく、職員が相談に出かけていきますので、まずはお電話ください。また、各保健センターにおいても相談の取次ぎを行っています。

Q 要支援1・2の認定が出た場合、今までのケアマネジャーに引き続き担当していただくことはできないのですか？

地域包括支援センターが介護予防のプランを作成することになっていますが、引き続き今までのケアマネジャーに担当いただくことも可能です。まずは、地域包括支援センターへご連絡ください。

● 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



平成18年4月から、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。

高齢者の権利を侵害する虐待が増加しています。高齢者に対する虐待を疑ったら、まず甲賀市地域包括支援センターまでご連絡ください。

- 虐待には、①殴る、けるなどの暴力の他、②介護が必要な高齢者に適切な介護をしない、③言葉の暴力や拒否的な態度をとる、④わいせつな行為をする、⑤高齢者の年金を取り上げたり、高齢者の財産を勝手に処分するなどの行為が含まれます。

問い合わせ
甲賀市地域包括支援センター
(甲南町葛木 977番地)
甲南保健センター内
TEL 86-8033
FAX 86-5974

